

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	16 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から59年9月まで

私は、昭和61年の初め頃にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った。その後、次の就職先が決まった同年4月頃に、国民年金保険料の高額な未納があるとの通知が届いたので、同区役所に相談に行ったところ、担当者から納付した方が良いと言われ、分納の納付書をもらい、保険料の金額は覚えていないが、数か月分にまとめて、何回かに分けて同区役所か銀行で納付したことを覚えている。

当時は無職だったが、親からの援助は受けず、貯金やアルバイトの給与を工面して納付したのに、申立期間の納付記録が無いのは納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和61年1月末頃に払い出されたものと推測され、申立人が加入手続を行ったとする時期と一致している。

また、申立人は、昭和61年1月から同年3月までは保険料を納付した記憶は無いとするとともに、次の就職先が決まった同年4月頃に未納となっていた期間の高額な保険料の納付書が郵送されてきたとしているところ、申立期間後の59年10月から60年3月までの保険料は過年度納付し、昭和60年度の保険料は納付済みであることが確認できることから、昭和61年4月以降に申立人に現年度保険料となる昭和60年度の保険料及び過年度保険料となる59年度の保険料に係る納付書が発行されたとみられ、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

さらに、過年度保険料を納付する場合は、本来、納付が可能な過去の未納期間の保険料から納付するものであるところ、申立期間のうち、上記の納付

書が送付されてきたとみられる昭和 61 年 4 月以降の時点において納付可能であった 59 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付せず、同年 10 月以降の保険料のみを納付していることは不自然と考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 58 年 9 月から 59 年 3 月までの期間については、申立人は、61 年 4 月以前に納付書が送付され保険料を納付した記憶は無いとしているところ、58 年 9 月の保険料は加入手続を行った 61 年 1 月時点で時効により納付できず、申立人が納付書が送られてきたとする同年 4 月時点でも、58 年 12 月以前の期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和 61 年 1 月時点では、申立期間の保険料は全て過年度保険料となり、その納付書は社会保険事務所（当時）から送付されるものであるところ、申立人が 61 年 4 月に届いたとする納付書は、申立人は区役所に相談に行ったとしていることから、昭和 60 年度の保険料に係る市からの督促通知であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和 61 年 1 月時点において、申立人が特に希望しない場合は、社会保険事務所から過年度保険料に係る納付書が送付されるのは、通常、同年 5 月から同年 6 月頃となると考えられるところ、申立人は 59 年 10 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を、納付年月日は不明であるが過年度納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人には 61 年 5 月から同年 6 月時点で納付可能であった 59 年度の過年度保険料に係る納付書が送付されたものと考えられ、当該時点では、申立期間のうち、59 年 3 月までの保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの期間、同年10月から39年3月までの期間及び43年9月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年3月まで  
② 昭和38年10月から39年3月まで  
③ 昭和43年9月から44年3月まで

私は、昭和36年4月1日に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付し、未納となった保険料も遡って納付していた。

昭和47年に再婚した妻が国民年金に加入していなかったため、私が妻の加入手続きを行い、その後、社会保険事務所（当時）の職員から、「今なら未納となっている期間の保険料も遡って払える。」との説明を受けた際に夫婦の記録を調べてもらい、私と妻の未納保険料を何回かに分けて一緒に支払った。

しかし、平成19年頃に自分の年金記録を調べたところ、申立期間のほかにも昭和46年度及び昭和48年4月から同年9月までの期間の保険料が未納とされていたが、昭和46年度及び昭和48年4月から同年9月までの期間については、保管していた当時の国民年金手帳に納付済みの記載があったことから20年2月になって記録が訂正された。

申立期間①、②及び③の期間の領収書等は保管していないが、保険料は全て納付しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和36年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間①、②及び③を除き、平成4年11月までの保険料を現年度納付又は過年度納付により全て納付済みであることが確認でき、納付意識が高かったことが認められる。

また、申立人は、特例納付の勧奨で来訪した社会保険事務所の職員に、夫婦

二人の未納期間を調べてもらい、未納となっている期間の保険料を特例納付で数回に分けて納付したと主張しているところ、申立人の妻の国民年金被保険者台帳により、第3回特例納付実施期間の昭和53年7月から55年6月までの間に、昭和36年度及び昭和40年4月から49年12月までの129月の特例納付保険料51万6,000円を10回に分けて納付していることが確認でき、申立人が、妻の未納保険料を特例納付しながら、第3回特例納付により納付可能な強制加入被保険者期間であった申立期間①、②及び③の自身の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

さらに、申立人の昭和46年度及び昭和48年4月から同年9月までの期間の納付記録が当初未納とされていたところ、申立人が保管していた国民年金手帳の検認印により納付済みであったことが判明し、平成20年2月12日及び同月28日に社会保険事務所で記録訂正されている上、46年度については、当時居住していた市の被保険者名簿にも納付済みと記録されていることが確認でき、行政側の事務処理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月から同年8月まで

私は、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったのに、納付済みだった申立期間の国民年金保険料が還付された記録となっている。しかし、還付された期間は、別の厚生年金保険との重複期間であり、申立期間の保険料まで含まれているとは知らなかった。

厚生年金保険の加入期間についての十分な調査も行わず、申立期間が重複期間であるとして還付され、未加入期間とされていることは納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人が昭和35年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、申立期間を含む36年4月から40年9月までの保険料が納付済みであることが確認できる。

また、還付整理簿には、昭和42年12月21日に「厚年加入」を還付理由として申立期間を含む39年1月から40年5月までの17か月分の保険料1,700円が還付決定され、このうち200円が40年10月及び同年11月分に充当され、1,500円が43年3月11日に還付されていることが記載されているところ、申立人には、申立期間に見合う被用者年金各法の被保険者期間との重複は無く、納付済みであった申立期間の保険料を還付する理由は見当たらない。

さらに、昭和40年6月及び同年7月分の保険料については、上記の42年12月21日の還付決定当時において、厚生年金保険との重複期間であった上、還付決定された期間と継続する期間であったにもかかわらず還付されておらず、還付決定されたのは平成7年7月24日であり、申立期間前後の保険料還付に係る事務処理が適切に行われず、申立期間の保険料を誤って還付処理したものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日(昭和24年3月31日)及び資格取得日(昭和26年7月1日)を取り消し、昭和24年3月から同年5月までの標準報酬月額を3,900円、同年6月から26年6月までの標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月31日から26年7月1日まで

私は、昭和23年4月にA社B支店に入社し、47年4月1日に停年退職するまで、正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社(A社の承継会社)から提出された人事台帳及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書並びに同僚の供述により、申立人は、申立期間においてA社B支店に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間における同僚の記録から、昭和24年3月から同年5月までの標準報酬月額を3,900円、同年6月から26年6月までの標準報酬月額を7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年3月から26年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月3日に訂正し、同年4月から同年7月までの標準報酬月額を6万4,000円、同年8月から同年12月までの標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月3日から50年1月6日まで

私は、昭和49年4月3日にA社に入社し、平成10年3月に退職するまで正社員として継続して同社に勤務していたにもかかわらず、オンライン記録によると、昭和49年4月3日から50年1月6日までの厚生年金被保険者期間が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所から提出された辞令原簿、申立事業所の健康保険組合の記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立事業所に昭和49年4月3日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所は、「申立期間当時の健康保険厚生年金保険資格取得届は保管していないが、辞令原簿等から申立人が昭和49年4月3日に入社したことは間違いなく、同期入社に従業員が同日から厚生年金保険に加入していることを踏まえると、申立人だけが申立期間の厚生年金保険料を控除されていなかったとは考え難い。」としていることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社で業務が同じ同僚4人の標準報酬月額から、申立期間のうち、昭和49年4月から同年7月までは6万4,000円、同年8月から同年12月までは7万2,000円とすること

が妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保管していないため不明としているが、オンライン記録における申立人の資格取得年月日（昭和 50 年 1 月 6 日）が厚生年金基金加入年月日と同じであることから、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得年月日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は昭和38年4月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月31日から同年4月1日まで  
② 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和25年11月1日から48年7月31日まで、A社、同社の工場及び同社の子会社であるB社で継続して勤務したが、この期間のうち、転勤に係る38年3月31日から同年4月1日までの期間及び46年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無く納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を昭和38年3月31日に喪失し、同社C工場に係る被保険者資格を同年4月1日に取得とされているところ、A社及びB社の元事業主の回答から、申立人は、申立期間①において継続して勤務（昭和38年4月1日にA社から同社C工場に異動）していたと認められる。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格喪失日は空白となっており、社会保

険事務所(当時)における年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

これらのことから、総合的に判断すると、申立人のA社に係る資格喪失日は、同社C工場の資格取得日と同日の昭和38年4月1日であると認められる。

また、昭和38年3月の標準報酬月額については、同年2月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、前記の元事業主の回答から、申立人は継続して勤務(昭和46年4月1日にB社から同社D事務所に異動)し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社に係る資格喪失日は、昭和46年4月1日であると認められる。

また、昭和46年3月の標準報酬月額については、同年2月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前記の元事業主は、「保険料を社会保険事務所に納付していたかは不明である。」と回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年10月31日から同年11月1日まで  
私は、昭和64年1月1日から平成18年10月31日までA社に勤務していた。

それにもかかわらず、ねんきん特別便が届いてみると、同社に係る厚生年金保険の資格喪失日が平成18年10月31日となっており、「空いている期間があります。」と記載されていた。

同社の退職金から申立期間の厚生年金保険料も控除されており、申立事業所も手続のミスを認めているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の回答、申立事業所が作成した退職金計算書、退職願、平成18年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において申立事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することになる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、退職金計算書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立人が平成18年11月1日に資格喪失した旨を届け出るべきところ、誤って同年10月31日に資格喪失した旨の届出をしたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和40年4月から同年6月までを2万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和36年4月にA社B支店に入社した。同社B支店から同社C支店に異動した直後の40年4月から同年6月までの3か月間の標準報酬月額が、実際に支給された給与よりも低額であるので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間前後において、A社の他支店から申立事業所へ異動した者12人のうち、異動前後で標準報酬月額が減少した者は申立人を含む3人であり、昭和40年4月の時点で標準報酬月額は全部で13等級のところ、うち2人は1等級及び4等級降下しているのに対し、申立人は、2万6,000円から1万4,000円と大幅に6等級降下している。このことについて、申立人の元上司は、「当社B支店から申立事業所への異動は栄転であり、申立人の給与が減少した事実はない。」と回答しており、ほかの同僚3人も、「申立人の標準報酬月額が減少した原因については、承知していない。」と回答している。

また、申立事業所において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日と同日に被保険者資格を取得した者が、申立人のほかに5人いるが、当該5人は、全員が初めて被保険者資格を取得した18歳で、標準報酬月額は当時の等級の下位から3番目の1万4,000円であることから、新規採用者と認められるところ、申立事業所は、入社5年目である申立人の標準報酬月額を誤って、新規採用者と同額の標準報酬月額で届け出たことがうかがわれる。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料が無いので、申立人の申立期間における標準報酬月額の変動について確認できない。当時は、各支店において社会保険の手続を行っていたことから、誤った標準報酬月額を届け出た可能性は否定できない。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和40年7月1日に標準報酬月額が2万6,000円に改定されており、この改定は申立期間の平均報酬月額により随時改定され、当該平均報酬月額は2万6,000円相当と認められることから、申立期間においても申立期間前の給与水準が続いていたと推認される上、申立期間は、同一会社の支店間異動であることから、保険料も従前と同一水準で給与から控除されていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後のオンライン記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、関連資料が保管されておらず不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和42年9月から48年12月まで

私は、昭和42年9月に会社を退職後、すぐに私の母親がA市B出張所で私の国民年金の加入手続を行い、市役所から定期的に来ていた集金人に国民年金保険料を納付してくれており、45年2月に結婚した後は、妻が同B出張所の窓口で国民年金手帳を持参し、夫婦の保険料を納付していた。

申立期間の保険料は、国民年金手帳に収納印を押してもらっていたのに、申立期間の加入記録が無いことに納付できないし、国民年金手帳には、資格取得日が昭和49年1月1日と記入されているが、正月に加入手続ができるはずはなく、この記録も不審に思うので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、3番違いの番号で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和49年1月頃から3月頃の間には払い出されたものと推測され、申立人夫婦が所持する国民年金手帳、A市の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿及び申立人（夫）の被保険者台帳により、申立人夫婦の資格取得日はいずれも49年1月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間及び昭和49年1月の資格取得時の申立人の住所及び姓に変更は無いことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続や保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人の母

親は既に亡くなっており、申立期間の国民年金の加入状況等に関する供述は得られない。

加えて、申立人宅を担当していた集金人については特定できない上、申立人は婚姻後の昭和45年2月からは、妻がA市B出張所で保険料を納付したとしているが、申立人の妻も同年2月から48年12月までは未加入期間とされており、制度上、保険料を納付できない期間であり、申立内容と符合しない。

なお、申立人夫婦の国民年金の資格取得日が昭和49年1月1日とされていることについては、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の国民年金手帳番号の前後20人の資格取得日を確認したところ、20人のうち18人が、申立人と同日の49年1月1日付けの資格取得者であり、これら18人は、生年月日の若い順に国民年金記号番号が払い出されており、A市では、当時、国民年金の未加入者に対する加入勧奨を行っていたことから、申立人夫婦についても49年1月1日付けで資格取得とされたものと推測される。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年2月から48年12月まで

私は、昭和45年2月\*日、A市B出張所で婚姻届を提出した時に、国民年金の加入手続きを行い、同出張所の窓口で夫と私の国民年金手帳を持参し、夫婦の国民年金保険料を納付した。

申立期間の保険料は、国民年金手帳に収納印を押してもらっていたのに、申立期間の加入記録が無いことに納付できないし、国民年金手帳には、資格取得日が昭和49年1月1日と記入されているが、正月に加入手続きができるはずはなく、この記録も不審に思うので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、3番違いの番号で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和49年1月頃から3月頃の間には払い出されたものと推測され、申立人夫婦が所持する国民年金手帳、A市の申立人夫婦に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の夫の国民年金被保険者台帳により、申立人夫婦の資格取得日はいずれも49年1月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は婚姻届を提出した昭和45年2月\*日以後の申立期間及び資格取得時の姓及び住所に変更は無いことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続き時に年金手帳が交付された記憶は無く、保険料の納付方法及び保険料額等についての記憶は曖昧である上、申立人の夫の保険料とあわせてA市B出張所で納付したとしているが、申立人の夫も昭和48年12月までは未加入期間とされており、制度上、保

険料を納付できない期間である。

なお、申立人夫婦の国民年金の資格取得日が昭和49年1月1日とされていることについては、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の国民年金手帳番号の前後20人の資格取得日を確認したところ、20人のうち18人が、申立人と同日の49年1月1日付けの資格取得者であり、これら18人は、生年月日の若い順に国民年金記号番号が払い出されており、A市では、当時、国民年金の未加入者に対する加入勧奨を行っていたことから、申立人夫婦についても49年1月1日付けで資格取得とされたものと推測される。

このほか、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年12月までの期間及び45年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年12月まで  
② 昭和45年1月から52年3月まで

ねんきん特別便では、昭和36年4月から52年3月までの期間が国民年金の未加入期間や未納期間となっているが、私は、身内に勧められ、夫が会社を法人化して間もなくの53年か54年頃に国民年金に加入し、過去の未納の保険料は何回かに分けて全て納付した。

保険料の額は月6,000円くらいだったと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年7月頃に払い出されたものと推測され、申立人が所持する年金手帳、申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により、申立人の資格取得日は45年1月1日であることが確認できることから、申立期間①については未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間②については、申立人が国民年金の加入手続を行ったとみられる54年7月時点では時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の過去の未納期間の保険料は分割して全て納付したとする主張については、申立人が昭和52年4月から53年3月までの保険料を54年7月30日に、53年4月から同年7月までの保険料を55年4月15日にそれぞれ過年度納付していることが申立人の国民年金被保険者台帳により確認できることから、加入手続を行った54年7月時点で遡って納付可能であった当該期間

の保険料を納付した記憶と符合しているものとみられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期を昭和 53 年か 54 年頃としており、国民年金手帳記号番号払出管理簿から推定される払出時期と一致しており、申立期間②の資格取得時の姓及び住所に変更は無いことから、申立期間において別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

加えて、申立人が加入手続を行った時期においては、特例納付制度により申立期間②の保険料を納付することは可能であったものの、申立人は、保険料額を月 6,000 円程度だったとしているほかに具体的な記憶は無く、申立人の国民年金被保険者台帳にも特例納付の記録は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 28 日から 55 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 4 月 3 日から A 社本社に勤務し、54 年 6 月末頃に同社 B 営業所に転勤した後、55 年 4 月末頃まで勤務したのに、B 営業所に勤務していた申立期間の記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立ての事業所に昭和 55 年 4 月末頃まで勤務していたとしているところ、申立ての事業所から提出された申立人に係る「発令通知第\*号」により、申立人が 53 年 4 月 3 日に本社勤務を命じられ、「発令通知第\*号」により、54 年 3 月 26 日に B 営業所での勤務を命じられていることが確認でき、B 営業所に転勤したとする時期が申立人の供述と相違している。

また、申立人から提出された「雇用保険被保険者離職票」により、申立人が申立ての事業所において雇用保険の被保険者となった日は昭和 53 年 4 月 3 日、離職年月日が 54 年 6 月 27 日、離職票交付年月日が同年 6 月 29 日であることが確認でき、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び厚生年金保険被保険者記録とも一致している。

さらに、申立ての事業所では、申立期間当時、2 年以上勤務した者に退職金を支給していたとしているところ、申立ての事業所から提出された当時の「退職金支払簿」には申立人の氏名は無く、申立人の申立ての事業所での勤務期間が 2 年以内であったことが推認できる上、申立人を記憶する同僚二人は、申立人が B 営業所に転勤後、数か月の短期間で退職したと供述している。

加えて、申立人の申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日は昭和 53 年 4 月 3 日、資格喪失日は 54 年 6 月 28

日と記載され、同年6月30日に健康保険証を返納したことを示す記載があり、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 15 日まで  
私は、高校卒業後、昭和 33 年 4 月に従業員が 25 人から 30 人ぐらいいた A 社に正社員として入社し、35 年 11 月中旬頃に退職したのに厚生年金保険の加入記録が無い。  
会社が作成した私の在籍証明書及び当時の同僚が作成した私が勤務していたとの供述書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の要請を受け、申立ての事業所が作成し、申立人に交付した在籍証明書、同僚が作成した供述書及び申立人を記憶する同僚の供述から、勤務期間は特定できないが、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間のうち、昭和 35 年 9 月以前の時期における申立ての事業所での厚生年金保険の資格取得者を確認したところ、申立人が入社したとする 33 年には同年 5 月に資格取得している 2 人しかおらず、その後は、翌 34 年 6 月に 1 人が資格取得しているのみである上、申立人が入社したとする 33 年 4 月とほぼ同時期の同年 5 月に申立ての事業所の雇用保険の被保険者となっている同僚 2 人の厚生年金保険の資格取得日は、それぞれ雇用保険加入日から 2 年以上後の 35 年 9 月及び同年 10 月となっている。

また、申立期間当時の申立ての事業所の従業員数について、申立人は 25 人から 30 人であったとし、聴取した同僚 5 人は 15 人から 25 人であったとしているところ、申立ての事業所における厚生年金保険の被保険者数は、昭和 33 年 2 月から 35 年 8 月までは 9 人から 11 人で推移していることが確認できることから、申立ての事業所では、申立期間のうち、33 年から 35 年 9 月以前までの時期においては、当時、入社した従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させてはいなかった状況がうかがえる。

さらに、申立期間の終期に近い昭和 35 年 9 月以降における申立ての事業所

の厚生年金保険の資格取得者をみると、同年9月に10人、同年10月に2人が資格取得し、被保険者数が35年9月に19人、同年10月に21人となっているところ、同僚2人は、「昭和35年9月以降に、一度に従業員が10人も増えた記憶は無い。」と供述していることから、35年9月前後の時期に何らかの理由により、それまで厚生年金保険に加入させていなかった従業員を加入させる取扱いをするようになったことがうかがえるが、申立人にこの時期においても加入記録が無いことについては、申立人は同年11月21日に県外の別の事業所に入社していることから、既に申立ての事業所に在籍していなかった可能性も考えられる。

加えて、申立ての事業所では、「当時の社長及び専務は既に死亡し、当時の資料も残っていないため、申立人の勤務期間及び保険料控除を確認できる資料は残っておらず、事実関係は確認できないが、申立人の要請を受け、当時の従業員の2人から申立人が勤務していたことを聴取し、在籍証明書を作成した。」としていることから、当該在籍証明書では申立人の勤務期間は特定できず、申立人に係る厚生年金保険の適用状況も不明である上、申立人が記憶する同僚等からも申立期間における保険料控除に係る具体的な供述は得られない。

その上、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の資格取得者の健康保険の整理番号に欠番は無い上、申立人の名前は見当たらない。

このほかに、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年7月頃から34年11月頃まで  
申立期間の前の運送会社に勤務していた時に、A社に勤務していた人に勧められて、同社に入社し、2年から2年半ぐらい勤務した。同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私だけ厚生年金保険に加入していないことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所の申立期間当時の事業主の妻及び同僚等の回答から、勤務期間までは特定できないものの、申立人が申立ての事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は「申立期間当時の申立ての事業所には事業主を含めて少なくとも6人ぐらいの社員がいたと思う。」と供述しているところ、申立ての事業所の厚生年金保険被保険者数は、申立期間の大半において3人から4人で推移している上、申立期間当時の事業主の妻が申立期間当時に勤務していた従業員であったと記憶する者として名前を挙げた3人のうち1人は申立ての事業所において厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立人が記憶している同僚の1人の資格取得日は、申立人が申立ての事業所を退職したとする時期より後の昭和35年9月であること等から、申立ての事業所は、従業員の全員までは厚生年金保険に加入させておらず、加入した者についても必ずしも入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立ての事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は無く、経営者や業態が申立期間当時とは変わっていることもあって、申立人の勤務実態及び保険料控除の実態は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立ての事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間に係る健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月2日から24年1月1日まで  
私は、昭和23年3月2日から25年2月23日まで、A社所有の「B丸」に乗船した。船員保険の記録が船員手帳の記載内容と相違しており、申立期間の船員保険の記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する船員手帳の記載内容から、申立人が申立期間においてA社所有の「B丸」に乗船していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）によれば、申立事業所に係る資格取得欄には「24年1月1日」、資格喪失欄には「25年4月1日」と記載されている上、申立人が保管する船員手帳の船員保険関係欄には、申立期間に係る記載は無い。

また、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間について、申立人の名前は見当たらない。

さらに、申立事業所は既に船員保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、死亡又は所在不明のため事情を聴取することができないことから、申立人の船員保険の加入状況を確認することができず、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月及び同年 12 月  
② 昭和 38 年 8 月頃から 42 年 2 月頃までの期間のうち数か月

私は、勤めていた事業所を昭和 35 年 11 月に辞め、36 年 1 月に次の事業所に勤務するまでの間、A 市に所在する B か C という事業所に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無く、納得できない。

また、昭和 38 年 8 月頃から 42 年 2 月頃までの期間のうち数か月、D 市 E に所在する F か G という事業所に勤務し、H 社内の下請け現場で働いたにもかかわらず、当該事業所に係る厚生年金保険の記録も無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、自身が勤務した事業所の所在地を「J 電車で A から K に向かう途中の沿線にあった。」と供述していることから、オンライン記録により、A 市内に所在する「B」又は「C」の名称がある厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が記憶する所在地に C 社が存在し、同社の商業登記簿で確認した事業内容が申立人の供述と符合することから、当該事業所が申立事業所と推測される。

しかしながら、申立期間①について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

また、申立期間①において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格のある 4 人に照会したところ、4 人全員が申立人を知らないと回答している上、このうち 1 人は、「当時、会社では、従業員を採用の 3 か月後から厚生年金保険等に参加させていた。」と回答しており、当該事業所は、入社と同時に従業員を厚生年金保険に参加させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①において、給与から厚生年金保険料を控除

されていたか否かは記憶が明確でなく、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、自身が勤務した事業所について、「事務所はD市Eに所在し、勤務地はH社内であった。」と供述していることから、オンライン記録により、D市内に所在する「F」又は「G」の名称がある厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人が記憶する所在地にF社が存在し、同事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある者の供述内容が、申立人の申立内容と符合することから、当該事業所が申立事業所と推測される。

しかしながら、申立期間②について、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は見当たらない。

また、申立期間②において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録のある11人に照会したところ、11人全員が申立人を知らないと回答している上、このうち現場責任者を含む4人は、「F社内の現場は、請け負った船の数、トン数によって従業員の数異なり、臨時工を雇うことが多かった。」とし、2人は、「厚生年金保険に加入していない者がいた。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間②において、給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは記憶が明確でなく、ほかに申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1891

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 4 月 1 日から A 事業所 B 部門の C 職として働き始め、その後、24 年 4 月 1 日から 26 年 3 月 1 日までは、D 市内や E 地にあった幹部宅の C 職をしていた。

幹部宅で C 職をしていた期間の厚生年金保険の記録はあるにもかかわらず、B 部門に勤務していた申立期間の厚生年金保険の記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 事業所従業員については、当初、厚生年金保険法の適用はされていなかったが、昭和 23 年 7 月の同法の改正により、24 年 4 月 1 日から「国の事務所」に使用されるものとして同法の適用を受けることとなったものであり、社会保険庁（当時）の記録によれば、A 事業所は同年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険記号番号は、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年 4 月 1 日を資格取得日として払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、健康保険証の交付及び厚生年金保険料の控除について記憶が無いとしており、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1895

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月中頃から 49 年 12 月 2 日まで  
私は、昭和 48 年 7 月中頃に A 社に入社し、同社 B 店 C 事業所で 51 年 1 月まで正社員として継続して勤務していた。  
しかし、厚生年金保険の加入記録が昭和 49 年 12 月 2 日からになっているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 7 月中頃から申立事業所で正社員として勤務していたと申し立てているところ、同僚調査の結果、回答のあった 5 人全員が申立人を知っており、また、そのうちの 1 人が、申立人は、申立期間も勤務していたとし、他の 1 人も 49 年 3 月以前から勤務していたと回答していることから、申立人は、申立期間に申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同じ昭和 49 年 12 月 2 日に資格取得しており、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

また、上記同僚の 1 人は、「申立事業所では、厚生年金保険の加入は強制ではなく、本人の希望により加入していた。自分も正社員であったが、入社してから一定の期間を経過後、自分の希望により加入した。」と回答していること、調査の過程で名前の挙がった他の同僚には、申立事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できない者がいることなどから、申立事業所では、申立期間当時、正社員であっても必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和 49 年 12 月 2 日に被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、「支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か覚えていない。」と回答している上、申立期間に係る厚生年金保険料が

給与から控除されていることを確認できる資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月頃から33年3月頃まで

私は、昭和29年頃に、知人の紹介でA県B市C町にあったD社に正社員として入社し、E業務のため、重機の組立て及び運転の業務をしていたが、ねんきん特別便を確認すると、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てのD社は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所記号索引簿において適用事業所としての記録が無く、B市、B商工会議所、F団体及び法務局に照会しても、同社を特定することはできなかった。

また、B市内の事業所において、「D」との名称が確認できるのは、B市G町にあったH社のみであるところ、申立人は、同社ではないと主張しているが、同社において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった者に照会したところ、回答があった4人のうち1人が、「氏名は覚えていないが、E業務のために、重機を運転していた申立人らしい男性がいた。その者は正社員ではなく、アルバイトだったと思う。」と供述していることから、申立人は、勤務期間は不明であるものの、同社にアルバイトとして勤務していたことがうかがわれる。

さらに、同社の元事業主は、「申立人に関する記憶は無く、申立期間当時の代表者及び社会保険事務担当者は全て死去しており、事業所が解散した後は、関係書類を処分しているので、申立人の在籍期間及び保険料控除等については不明である。」と回答している。

加えて、申立人の生年月日により、A地方の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票をオンライン記録で確認したが、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを示す記録は見

当たらなかった。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1897

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月から 14 年 9 月まで

私は、A社（B社が事業を承継）に平成 4 年 8 月 24 日から 17 年 12 月 30 日まで勤務していた。

同社に勤務していた期間のうち、平成 14 年 10 月以降の標準報酬月額については、同社による一括申立てにより年金記録の訂正をしてもらったが、9 年 1 月から 14 年 9 月までの期間も給与支給額（約 50 万円）に見合う標準報酬月額となっていないように思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内で、その低い方の額がオンライン記録を上回る場合である。

しかしながら、申立期間のうち、平成 10 年 1 月から 14 年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、B社が保管する給与台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（特例法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 9 年 1 月から同年 12 月までについては、B社は、保存年限経過により当該期間に係る給与台帳を処分しており、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持していないため、申立期間に係る標準報酬月額を検証することができない。

さらに、申立期間について、標準報酬月額を遡及訂正している状況も認められない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 3 月 17 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 8 月 20 日まで

私は、平成 21 年 10 月に、申立期間①において勤務していた A 社の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに気付いて社会保険事務所（当時）に照会したところ、年金事務所から A 社及び申立期間②において勤務していた B 社の被保険者記録については、脱退手当金を支給済みとの回答があった。しかし、私は、この 2 社の脱退手当金をもらった覚えは無いので、記録を訂正してほしい。

また、平成 20 年 3 月のねんきん特別便で、申立期間の前に勤務していた C 社の被保険者記録については、脱退手当金を支給済みであると知らされていた。そのときは、脱退手当金をもらった覚えは無いが、仕方がないとあきらめていたが、A 社及び B 社の被保険者記録について脱退手当金を支給済みということが判明すると、私の知らない間に C 社の脱退手当金の支給記録が被保険者記録として復活した。年金事務所の事務処理が間違っているとしか考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の欄には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B 社に係る被保険者資格の喪失日から約 4 か月後の昭和 36 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、C 社に係る被保険者記録の訂正については、申立人の C 社に係る脱退手当金が、その後に判明した A 社における被保険者期間内である昭和 33 年 10 月 13 日に支給決定されていることが確認され、旧厚生年金保険法第 72 条の規

定により、脱退手当金の受給権者が被保険者となったときは、脱退手当金の受給権が消滅することとなっているため、C社の被保険者記録が訂正されたものである。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1899

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 3 日から 35 年 3 月 28 日まで  
私は、昭和 32 年 2 月 3 日から 35 年 3 月 28 日まで A 社に勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取ったことになっている。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 1 月頃から 23 年 9 月頃まで

私は、昭和 22 年 1 月頃、A 郡 B 町にあった C 事業所に就職し、同事業所が解散した 23 年 9 月頃まで勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の加入記録では、申立期間が未加入となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 郡 B 町にあった C 事業所に勤務していたとしているところ、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所として記録されておらず、商業登記簿によってもその存在を確認できなかったが、同町に名称が類似する D 社の存在が確認でき、申立人の同僚に係る記憶及び周辺事情を踏まえると、勤務期間は不明であるものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同社は、申立期間を含め、設立（昭和 18 年 6 月 \* 日）から解散（昭和 24 年 6 月 \* 日）まで、オンライン記録からは厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立期間当時において同社の取締役であった二人が事業主として記録されている同社 E 工場及び F 社は、厚生年金保険の適用事業所であるが、両事業所とも申立期間においては適用事業所ではないほか、当該二人も申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、D 社に係る商業登記簿に記載されている取締役 10 人及び申立人が同僚として名前を挙げた 5 人は、連絡先が不明であり、申立人の申立事業所に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1901 (事案 878 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 6 月に A 市にある B 事業所に就職し、33 年 6 月末まで勤務した。B 事業所では、C 業務に就いていた。

B 事業所の勤務期間中は、厚生年金保険に加入し保険料も控除されていたと思うが、国（厚生労働省）の記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

今回、申立期間当時の申立事業所における文化活動の状況と新たに 3 人の同僚の名前を思い出したので再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てについては、申立事業所における業務内容や同僚に関する申立人の供述内容は具体的であり、期間は特定できないものの、申立人が申立事業所の C 業務に従事していたことは推認できるが、i) 申立事業所は、同事業所が保存している昭和 32 年及び 33 年の厚生年金保険の被保険者資格取得届等の控えの中に申立人の名前は見当たらないとしていること、ii) 申立期間において加入記録のある同僚に照会しても、全員が申立人の名前を覚えておらず、申立内容を裏付ける証言は得られなかったこと、iii) 申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い上に、健康保険の番号に欠番は無く、ほかに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、申立事業所における文化活動の状況について供述しているが、申立人が申立事業所の業務に従事していることについては、既に当委員会において、これを推認できるとしているところである。また、申立人は、新たに 3 人の同僚の名前を挙げているが、当該同僚のうち、2 人は初回申立てにおける同僚照会時に、申立人の名前を覚えていないと回答してお

り、他の1人については該当する者が見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月頃から 49 年 3 月頃まで

私は、昭和 46 年 10 月頃から 49 年 3 月頃まで A 社に勤務していた。同社において、作業をしていたときの当時の写真も残っているし、同僚は厚生年金保険に加入し、「年金をもらっている。」と言っていた。

私にも、同社における厚生年金保険の加入記録が無いか、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者記録及び申立事業所における同僚二人の回答から、申立期間の一部を含む昭和 47 年 3 月 4 日から 49 年 5 月 24 日まで申立事業所に勤務していたと確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和 46 年 7 月 10 日から平成 19 年 11 月 13 日まで国民年金に加入し、その間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人は、当該保険料を納付したのは自分であるとしている。

また、同僚調査の過程で名前の挙がった他の同僚の中には、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない者がいることなどから、申立事業所は、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の原票は確認できず、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されたことが確認できる資料等を所持していない上、申立事業所は既に解散しており、元役員も申立事業所に係る資料等は残っていないとしていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月頃 から 49 年 8 月頃 まで

私は、昭和 47 年 8 月頃に A 社に入社し、B 職として 49 年 8 月頃まで勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の加入記録では、申立期間が未加入となっており、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録（昭和 48 年 11 月 6 日から 51 年 7 月 20 日まで）及び同僚 6 人の回答から、申立期間とは一部の期間が相違するものの、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主の妻（社会保険事務担当）及び申立期間当時の取締役を含む同僚 4 人は、「申立期間当時、当社の B 職は、医療保険については C 健康保険組合に、第一種組合員と第二種組合員に区別されて加入していた。第二種組合員の方が多かったが、彼らは、厚生年金保険に加入していなかった。」と回答しているほか、当該事業主の妻及び取締役は、「申立期間当時、当社の B 職のうち、役員や現場責任者が厚生年金保険に加入していた。」とし、当該事業主の妻は、「当社の一般作業員の B 職は、厚生年金保険には加入しておらず、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時の従業員数は 20 人ぐらいであったとしているところ、申立期間及び申立事業所に係る申立人の雇用保険加入期間においては、申立事業所における厚生年金保険の加入者数は最多で 13 人であることから、申立事業所の従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった者がいたことが推認できる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、申立期間及び申立事業所に係る申立人の雇用保険加入期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立事業所は既に解散していることから、申立人が申立期間におい

て事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 広島厚生年金 事案 1904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月1日から35年4月1日まで  
我が家は、昭和30年4月から35年3月頃までA社の直営店を営業していたが、夫のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は30年4月30日から33年7月1日までとなっており、納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、申立期間直前の昭和30年4月30日から33年7月1日まで厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立事業所は、申立期間当時、申立事業所の直営店を営業していた申立人を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが認められる。

しかしながら、申立人の子は、「申立期間当時、父は自営で別の仕事をしており、主に母が直営店で営業していた。直営店には母以外に従業員はいなかったが、ときどき申立事業所の従業員が直営店の状況等を見るために来ていた。」として当該従業員の名前を二人挙げているが、一人は死亡しており、他の一人は所在が不明である上、申立事業所において被保険者記録のある10人に照会したところ、5人から回答があったが、いずれも申立事業所の工場及び本社の勤務であり、小規模店舗で営業していた者は見当たらないため、申立人の申立期間における申立事業所に係る勤務の実態が確認できない。

また、被保険者名簿及びオンライン記録では、いずれも申立人の申立事業所における資格喪失日は昭和33年7月1日となっており、被保険者名簿の備考欄には、申立人が健康保険証を返納したと思われる日付「10. 1」の記載が確認できるが、申立期間に係る記録は無く、申立期間における健康保険の整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立事業所は、申立期間当時の関連資料を保管していないため、申

立人の申立期間における在籍、厚生年金保険への加入及び保険料控除について不明としており、このほか、申立内容を確認できる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。